松戸市消防局危険物審査基準

松戸市消防局

目 次

第１章 製造所等の意義
第２章 法別表第１に関する基準
第３章 製造所の基準（危政令第９条）
第４章 屋内貯蔵所の基準（危政令第１０条）
第５章 屋外タンク貯蔵所の基準（危政令第１１条）
第６章 屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第１２条）
第７章 地下タンク貯蔵所の基準（危政令第１３条）
第８章 簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第１４条）
第９章 移動タンク貯蔵所の基準（危政令第１５条）
第１０章 屋外貯蔵所の基準（危政令第１６条）
第１１章 給油取扱所の基準（危政令第１７条）
第１２章 販売取扱所の基準（危政令第１８条）
第１３章 一般取扱所の基準（危政令第１９条）
第１４章 消火設備の基準（危政令第２０条）
第１５章 警報設備の基準（危政令第２１条）
第１５章の２ 避難設備の基準（危政令第２１条の２）
第１６章 仮使用承認に関する基準
第１７章 仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準
第１８章 予防規程認可に関する基準
第１９章 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準
別記１ 換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準
別記２ 電気設備の基準
別記３ 製造所等の配管に係る基準
別記４ 配管の付属範囲の例
別記４の２ 隔壁等を貫通する配管等の基準
別記５ 屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例
別記５の２ アスファルトサンド及び雨水侵入防止措置に関する基準
別記６ 防油堤の細部審査基準
別記７ 地下貯蔵タンクの浮力計算例

◎ 法令等の凡例

法 ・・・・・・・・・・・・・・消防法（昭和２３年法律第１８６号）
危政令 ・・・・・・・・・・危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）
危省令 ・・・・・・・・・・危険物の規制に関する規則（昭和３４年総理府令第５５号）
危告示 ・・・・・・・・・・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示
（昭和４９年自治省告示第９９号）
危告不 ・・・・・・・・・・製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示
（平成２３年総務省告示第５５７号）
危告ハ ・・・・・・・・・・製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示
（平成２３年総務省告示第５５８号）
危告泡 ・・・・・・・・・・製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示
（平成２３年総務省告示第５５９号）
施行令 ・・・・・・・・・・消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）
施行規則 ・・・・・・・・・消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）
建基法 ・・・・・・・・・・建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
建基令 ・・・・・・・・・・建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）
予防条例 ・・・・・・・・・松戸市火災予防条例（昭和４８年１０月８日条例第４４号）
予防規則・・・・・・・・・松戸市火災予防条例施行規則（昭和４８年１２月２８日規則第６２号）
規制規則 ・・・・・・・・・松戸市危険物の規制に関する規則（平成２４年３月３０日規則第１１号）
ＪＩＳ ・・・・・・・・・・日本産業規格（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第
１項の日本産業規格をいう。）
製造所等 ・・・・・・・・・法第１０条第１項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所
障壁 ・・・・・・・・・・・・危政令第１０条第３項第４号の「厚さ７０ミリメートル以上の鉄筋コン
クリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁
複数性状物品 ・・・・複数の類の品名に該当する物品
保安物件 ・・・・・・・・・危政令第９条第１項第１号イからへまでに掲げる建築物

総 則

1　目的

本審査基準は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）及び危険物の規制に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）並びに危険物の規制に関する規則（昭和３４年総理府令第５５号）の規定に基づき設置される危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について統一的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

2　運用上の留意事項

⑴　本審査基準は、法令基準のほか行政指導基準を定めたものであり、行政指導基準については、危険物施設の関係者等に安全性の向上のため、本市が付加した行政指導事項も含まれているため、事前協議を実施すること。

これらの行政指導事項（本文中の「・・・指導すること。」）については、危険物施設の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが危険物施設の関係者等に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提とする。

⑵　構造及び設備に関する各種技術開発を踏まえて、これらの機能、特性等を十分把握するよう努め、実態にあった指導をすること。

⑶　危険物施設のうち、自主設置及び消防法令以外の法令に基づき設置等するものについても、原則として本審査基準を適用し指導すること。

3　審査基準の適用

施行日以前の運用によって規制している危険物施設については、本審査基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

なお、この場合においても本審査基準を適用できる場合にあっては、当該適用を妨げないものとする。ただし、本審査基準適用開始後において、当該審査基準に係る部分の変更がなされた場合は、原則、本審査基準に定めるところによるものとする。